D4

(19)日本国特許庁（ＪＰ）　(12) 公開実用新案公報（Ｕ）　(11)実用新案出願公開番号

実開平7－41027

(43)公開日　平成７年(1995)７月21日

(51)Int.Cl.[6]	識別記号	庁内整理番号	ＦＩ	技術表示箇所
Ｆ１６Ｂ　19/00		Ｅ		

審査請求　未請求　請求項の数１　ＯＬ　（全３頁）

(21)出願番号　実願平5－68556

(22)出願日　平成５年(1993)12月22日

(71)出願人　390025243
ポップリベット・ファスナー株式会社
東京都千代田区麹町４丁目５番地

(72)考案者　渋谷　富男
栃木県宇都宮市東宿郷４－５－11－803

(74)代理人　弁理士　中村　稔　（外６名）

(54)【考案の名称】　錨脚クリップ

(57)【要約】

【目的】　取り外しが簡単にできる錨脚クリップを提供する。

【構成】　第１フランジ２と、第１フランジから垂下する脚部３とから成り、脚部は軸部４と該軸部の先端からフランジ側に開脚するように延びる一対の可撓性の錨脚５、５とから成る。錨脚は各先端付近において帯状片９によって相互に連結されており、第１フランジ２には第２フランジ１３が重なるように設けられ、第１及び第２のフランジは縁部においてヒンジ連結され、第２フランジには、第１フランジに重なった状態に保持する係止爪を有する係止部１７が垂設され、該係止部には、錨脚の帯状片９に係合する第２の係止爪１９が形成されている。第２フランジ１３を第１フランジ２から離すように回転させると第１係止爪が第１フランジから離脱し且つ第２係止爪が帯状片９を撓めて錨脚５、５を閉脚方向に引き寄せる。

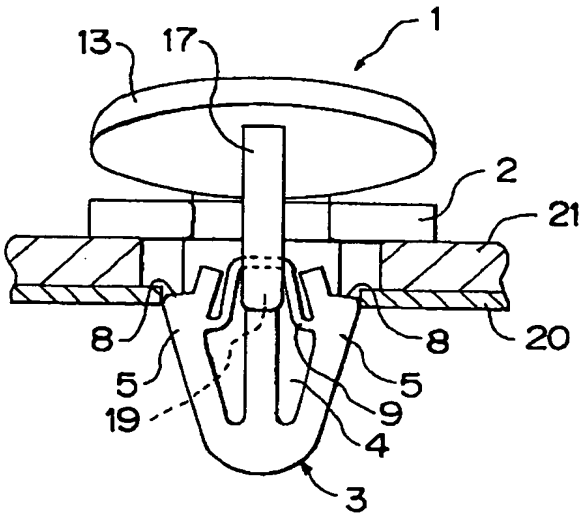

1

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項１】　フランジと、該フランジから垂下する脚部とから成り、脚部は軸部と該軸部の先端からフランジ側に開脚するように延びる一対の可撓性の錨脚とから成り、取付穴を合致させて重ね合わされた複数の部材の取付穴に脚部を挿入すると、取付穴を通過するまでは各錨脚は閉脚するが、取付穴を通過すると再度開脚してフランジと各脚部の端部とで前記部材を相互に連結する錨脚クリップにおいて、

前記一対の錨脚は各先端付近において帯状片によって相互に連結されており、前記フランジには第２のフランジが重なるように設けられ、第１及び第２のフランジは縁部においてヒンジ連結されており、第２フランジには、第１フランジに重なった状態に保持する係止爪を有する係止部が垂設され、該係止部には、前記錨脚の帯状片に係合する第２の係止爪が形成されており、第１フランジに重なった第２フランジを第１フランジから離すようにヒンジ回りに回転させると第１係止爪が第１フランジから離脱し且つ第２係止爪が帯状片を撓めて錨脚対を閉脚方向に引き寄せることを特徴とする錨脚クリップ。

【図面の簡単な説明】

【図１】本考案に係る、組立て前の錨脚クリップの平面図である。

【図２】図１のクリップの正面図である。

【図３】図１のクリップの底面図である。

【図４】図１のクリップの左側面図である。

【図５】図４のＡ－Ａ線に沿った部分断面図である。

2

＊【図６】図１のクリップの右側面図である。

【図７】本考案に係る、組立て後の錨脚クリップの左側面図である。

【図８】図７のクリップの正面図である。

【図９】本考案に係るクリップを用いて部材を連結した様子を示す図である。

【図１０】クリップの取り外しの状態を示す正面図である。

【図１１】クリップの取り外しの状態を示す左側面図である。

【符号の説明】

１　錨脚クリップ
２　第１フランジ
３　脚部
４　軸部
５　錨脚
７　切込み
８　係止段部
９　帯状片
１３　第２フランジ
１４　ヒンジ
１６　第１係止爪
１７　係止部
１９　第２係止爪
２０　パネル
２１　取付部材
２３　工具先端

【図１】

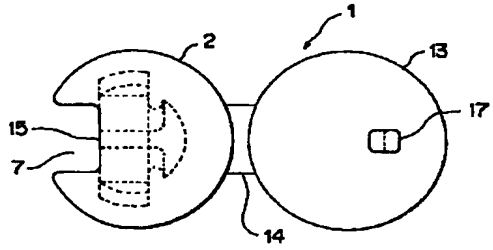

【図２】

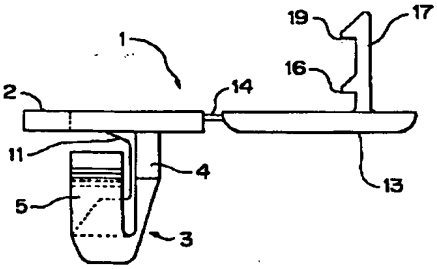

【図４】

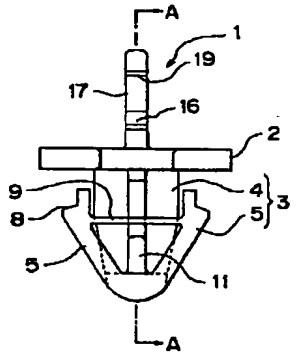

【図３】

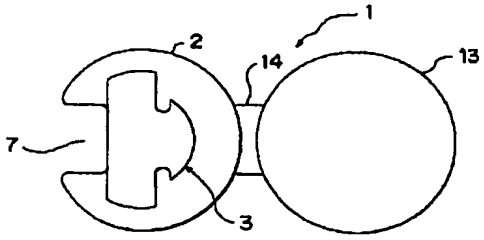

【図５】

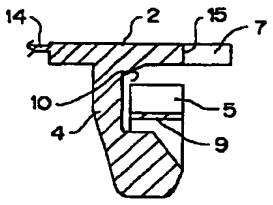

【図6】

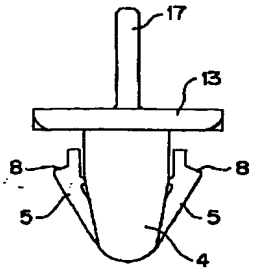

【図7】

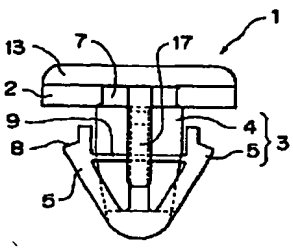

【図8】

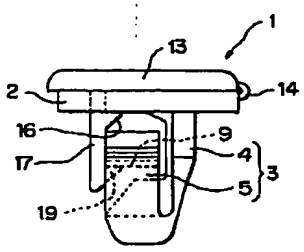

【図11】

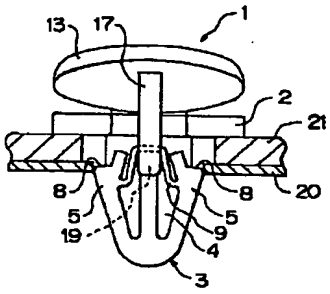

【図9】

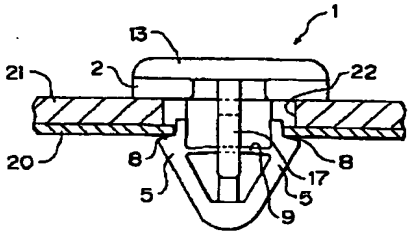

【図10】

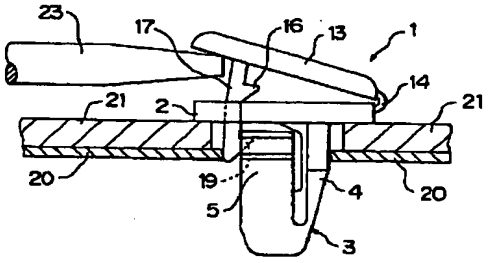

【考案の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】

本考案は、錨脚クリップに関し、取り外しが簡単にできる錨脚クリップに関する。

【0002】

【従来の技術】

フランジと、フランジから垂下する脚部とから成り、脚部が中央の軸部と軸部先端からフランジ側に開脚するように延びる一対の可撓性の錨脚とから成る錨脚クリップはよく知られている。例えば、自動車の車体にトリム等の部材をその取付穴が車体の取付穴に合致した状態で配置し、両部材の取付穴に錨脚クリップの脚部を挿入する。各錨脚は、取付穴を通過するまでは閉脚しているが、取付穴を通過すると再度開脚してフランジと各脚部の端部とで両部材を連結する。この錨脚クリップでは、錨脚の先端が取付穴より外側に開脚するので、複数の部材を相互に連結する力は大きく且つ長く維持される。このため、自動車の車体にトリム等の装飾部材を取付けるのに多用されている。

【0003】

【考案が解決しようとする課題】

上記のように、錨脚クリップは、取付穴に脚部を挿入するだけの簡単な操作で複数の部材を相互に連結でき、その連結力も高いという利点がある。しかしながら、連結後において、保守点検や修理等の理由でその連結を外そうとする場合、脚部の錨脚を閉脚方向に撓める必要があり、錨脚に手や工具等を差し入れることができない場所では、錨脚をフランジの側から破断するように引き抜かねばならなかった。これは、作業時の面倒さやクリップの破損だけに止まらず、トリムや車体を傷つけたり、破断したクリップ部分が車体に残って除去が困難であったりして、好ましくなかった。

【0004】

従って、本考案の目的は、取り外しが簡単にできる錨脚クリップを提供することにある。

【0005】

【課題を解決するための手段】

かかる目的を達成するため、本考案によれば、フランジと、該フランジから垂下する脚部とから成り、脚部は軸部と該軸部の先端からフランジ側に開脚するように延びる一対の可撓性の錨脚とから成り、取付穴を合致させて重ね合わされた複数の部材の取付穴に脚部を挿入すると、取付穴を通過するまでは各錨脚は閉脚するが、取付穴を通過すると再度開脚してフランジと各脚部の端部とで複数の部材を相互に連結する錨脚クリップであって、前記一対の錨脚は各先端付近において帯状片によって相互に連結されており、前記フランジには第2のフランジが重なるように設けられ、第1及び第2のフランジは縁部においてヒンジ連結されており、第2フランジには、第1フランジに重なった状態に保持する係止爪を有する係止部が垂設され、該係止部には、錨脚の帯状片に係合する第2の係止爪が形成されており、第1フランジに重なった第2フランジを第1フランジから離すようにヒンジ回りに回転させると第1係止爪が第1フランジから離脱し且つ第2係止爪が帯状片を撓めて錨脚対を閉脚方向に引き寄せることを特徴とする錨脚クリップが提供される。

【0006】

【実施例】

以下、本考案の実施例について図面を参照しながら説明する。図1～図6には本考案に係る錨脚クリップが組立て前の状態で示されている。この状態は製造されたままの状態を示しており、本考案に係るクリップは図示の状態にプラスチックで一体成形される。図7及び図8は、組立て後の錨脚クリップを示している。図9は車体にトリムを連結するのに使用した錨脚クリップを示し、図10は錨脚クリップの取り外し操作を示し、図11は錨脚クリップの取り外しの際の脚部の様子を示している。

【0007】

図1～図6において、本考案に係る錨脚クリップ1は、第1フランジ2と、この第1フランジ2から垂下する脚部3とから成り、脚部3は軸部4と該軸部の先端から第1フランジ2の側に開脚するように延びる一対の可撓性の錨脚5、5と

から成る。錨脚５、５は通常開脚しているが、閉脚方向に撓むことができるように可撓性にされている。第１フランジ２には、工具差し込み用の隙間を形成するための矩形の切込み７が形成されている。

【０００８】

各錨脚５の端部には、パネル等の部材への挿入後において部材の取付穴の縁部に係止する係止段部８が形成されている。また、錨脚５、５は、各先端付近において帯状片９によって相互に連結されている（図４、図５及び図７参照）。この帯状片９は錨脚５、５を閉脚方向に撓めるのに使用される。錨脚５、５に帯状片９が設けられているため、軸部４の根元部分には、帯状片９を回避し且つ錨脚が閉脚方向に撓むことができるようにする空間を確保する凹部１０が形成されている（図５参照）。また、軸部４にはその中央に上下に延びるリブ１１が形成され軸部４の強度を高く維持する。

【０００９】

第２のフランジ１３が第１フランジ２に重なるように設けられる。すなわち、第１フランジ２には、その切込み７とは反対の側の縁部に、ヒンジ１４が設けられ、このヒンジ１４は、第２フランジ１３の縁部に連結されており、図７及び図８に示すように、ヒンジ１４の回りに第２フランジ１３を回転させて、第１フランジ２に重ねるようになっている。第２フランジ１３は、第１フランジ２を覆うように円形に形成されている。また、第２フランジ１３には、第１フランジ２の切込み７の縁部１５に係止する第１係止爪１６が設けられた垂直方向に延びる係止部１７が設けられている。図７及び図８に示すように、第１係止爪１６が第１フランジ２の切込み７の縁部１５（図１及び図５参照）に係止して、第２フランジ１３を第１フランジ２に重なった状態に保持する。

【００１０】

第２フランジ１３に垂設された係止部１７には、錨脚５、５を連結する帯状片９に係合する第２の係止爪１９が、第１係止爪１６より先端の側に形成されている。第１係止爪１６は、前記のように、第２フランジ１３を第１フランジ２に重なった状態に維持するものである。他方、第２係止爪１９は、第２フランジ１３が第１フランジ２から離されるときに使用され、第２フランジ１３が回転させら

れると第２係止爪１９も上方に引き上げられ、第２係止爪１９は係合した帯状片９を引っ張り上げて、錨脚５、５を閉脚方向に撓め、錨脚の閉脚によってクリップ１を部材から取り外すことができる。

【００１１】

更に詳しく、錨脚クリップ１による複数の部材の連結及びクリップ１の取り外しについて図９～図１１を参照して説明する。図２等で示すクリップ１を、図７及び図８に示すように、第２フランジ１３をヒンジ１４を中心に回転させて第１フランジ２に重ね、第１係止爪１６を第１フランジ２に係止させて、組立てを完了する。図９において、車体等のパネル２０に、トリム等の取付部材２１をその取付穴がパネルの取付穴を合致するように重ね合わせて配置する。次に、取付穴２２にクリップ１の脚部３を挿入すると、取付穴を通過するまでは各錨脚５は閉脚方向に撓むが、取付穴を通過すると再度開脚して、第１フランジ２フランジと各脚部５の端部の係止段部８とでパネル２０に部材２１を連結する。

【００１２】

次に、クリップ１を取り外す場合、図１０に示すように、第１フランジ２の切込み７によって形成された空間に、スクリュードライバ等の工具先端２３を差し込んで、第２フランジ１３を第１フランジ２から離すようにヒンジ１４を中心に回転させ、係止部１７が第２フランジ１３とともに引き上げられて、第１係止爪１６が第１フランジ２から離脱する。係止部１７の引き上げにより、図１１に示すように、帯状片９に係合した第２係止爪１９も引き上げられ、この引き上げによって帯状片９の係合部分が引き上げられるように撓む。この撓みによって錨脚５、５は閉脚方向に引き寄せられ、各錨脚５の係止段部８が、パネル２０の取付穴より内側に位置する。従って、クリップ１をそのまま全体を引き上げることによってパネル２０及び部材２１から取り外すことができる。なお、このクリップ１の取り外しは、工具先端２３で第２フランジ１３を第１フランジ２から離すようにヒンジ１４を中心に回転させる動作で行うことができる。

【００１３】

【考案の効果】

本考案の錨脚クリップによれば、一対の錨脚は各先端付近において帯状片によ

って相互に連結され、第２のフランジがヒンジ中心に回転して第１フランジに重なるように設けられ、第１フランジに重なった第２フランジをヒンジ回りに回転させると第２フランジの第１係止爪が第１フランジから離脱し第２係止爪が帯状片を撓めて錨脚対を閉脚方向に引き寄せるので、各錨脚が取付穴より内側に位置し、クリップをそのまま引き上げて簡単に取り外しでき、その取り外し操作も第２フランジを第１フランジから離すように回転させる動作で簡単にできる。